

第 1 部 総論

1 第2次小林市総合計画の考え方

1-1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年度に「第2次小林市総合計画」を施行しました。これは、本市の基本理念である「小林市まちづくり基本条例」第12条で、市の最上位計画として策定が義務付けられているもので、同条例の内容を反映させ、その具現化を図ることを目的としています。

「第2次小林市総合計画」は、①地域の長期的な構想である基本構想、②基本構想の実現に向けた中期計画である基本計画と地区別計画、③基本計画の実現に向けた短期計画である実施計画から構成されています。このうち、基本計画の全体の計画期間は9年間とし、5年目で計画の見直しを行うこととなっています。平成29年度の基本計画施行から5年が経過し、令和3年度に満期を迎えることから、新たに「第2次小林市総合計画」の「後期基本計画」を策定するものとします。

1-2 計画の構成

「第2次小林市総合計画」は、基本構想、基本計画、地区別計画、実施計画から構成されています。今回は、以下の計画のうち基本計画の策定を行います。

○ 基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画です。基本構想は地域社会を対象とした計画として、市民主体で策定し、「小林市まちづくり基本条例」における市民の責務を具体化し、協働できる計画としています（対象：地域、策定主体：市民）。

○ 基本計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、行政の責務を具体化した計画です。基本計画は行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します。施策体系は組織、内容は令和2年度に施行した「第2期てなんど小林総合戦略」との整合を図ります（対象：行政、策定主体：行政）。

○ 地区別計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本施策のうち、市民の責務をより具体化した計画です。地区別計画は地区を対象とした計画として、具体的には「きずな協働体」を主体として策定します（対象：地区、策定主体：地区（きずな協働体））。

○ 実施計画

基本計画で定められた市の施策を、具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画です。実施計画は予算と一体化した計画とします（対象：行政、策定主体：行政）。

図表：計画の体系図

期間	種類	内容	策定方法	各主体の責務
普遍的	基本理念	基本理念：小林市まちづくり基本条例	条例第2章（第4条）から引用	
長期	基本構想	基本構想（対象：地域、策定主体：市民）	市民が策定。 市民WSで出された意見を最大限尊重して策定	市民の責務を記載
中期	基本計画	地区別計画（対象：地区、策定主体：地区）	きずな協働体単位で策定	地区の責務を記載
		基本計画（対象：行政、策定主体：行政）	行政で策定	行政の責務を記載
短期	実施計画	実施計画（対象：行政、策定主体：行政）	行政で策定	

※地域…ここでは市域全体を意味します。

※市民…市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体

※地区…きずな協働体（設立されたところから順次策定）

※行政…市の執行機関

※WS…ワークショップ

1-3 目標年次

基本構想は長期的な将来像を展望する計画で、計画期間は9年間としています（平成29年度～令和7年度）。基本計画の計画期間は、前期は5年間（平成29年度～令和3年度）、後期は4年間（令和4年度～令和7年度）です。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や経済環境等の変化に応じて、柔軟に改定することとします。実施計画の計画期間は3か年とし、予算と一体化した計画として予算編成等に合わせて毎年度ローリングします。

図表：計画の期間

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
基本構想	9年								
	5年					4年			
基本計画	5年					4年			
市長任期	→←								
実施計画	3年								
			3年						
				3年					
				3年					
					3年				
						3年			
							3年		
総合戦略	平成27～令和元年度 第1期てなんど小林 総合戦略			令和2～6年度 第2期てなんど小林 総合戦略					

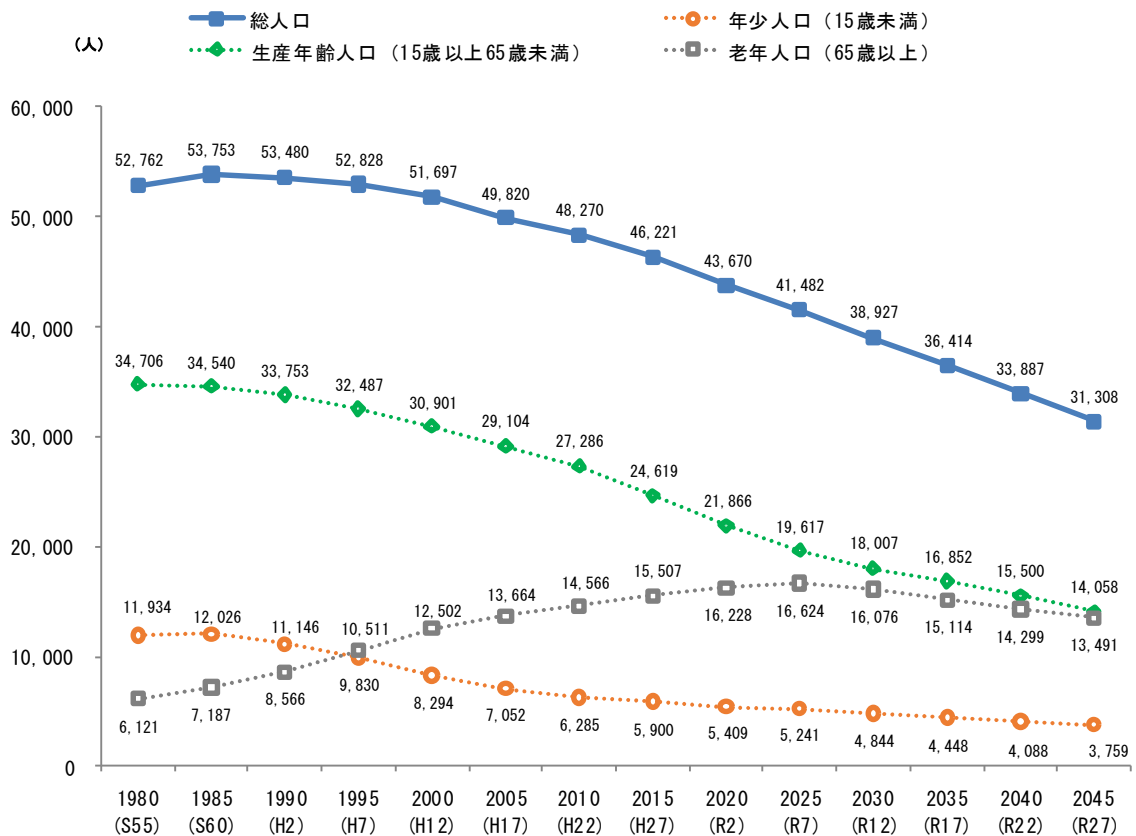
2 本市を取り巻く諸情勢と課題

2-1 小林市の人口動向

平成12(2000)年頃までは50,000人を超えていた小林市の総人口は年々減少を続けており、令和2(2020)年には43,670人となりました。このペースで人口減少が続くと、令和27(2045)年には総人口約31,308人になると推計されています。

特に、「年少人口」(15歳未満)、「生産年齢人口」(15歳以上65歳未満)は継続的に減少し、令和27(2045)年にはそれぞれ3,759人(令和2年=5,409人)、14,058人(令和2年=21,866人)まで減少すると見込まれます。「老年人口」(65歳以上)は増加が続いていますが、令和7(2025)年の16,624人を経て、令和27(2045)年には13,491人になると見込まれます。

図表 年齢3区分別人口の推移と将来推計

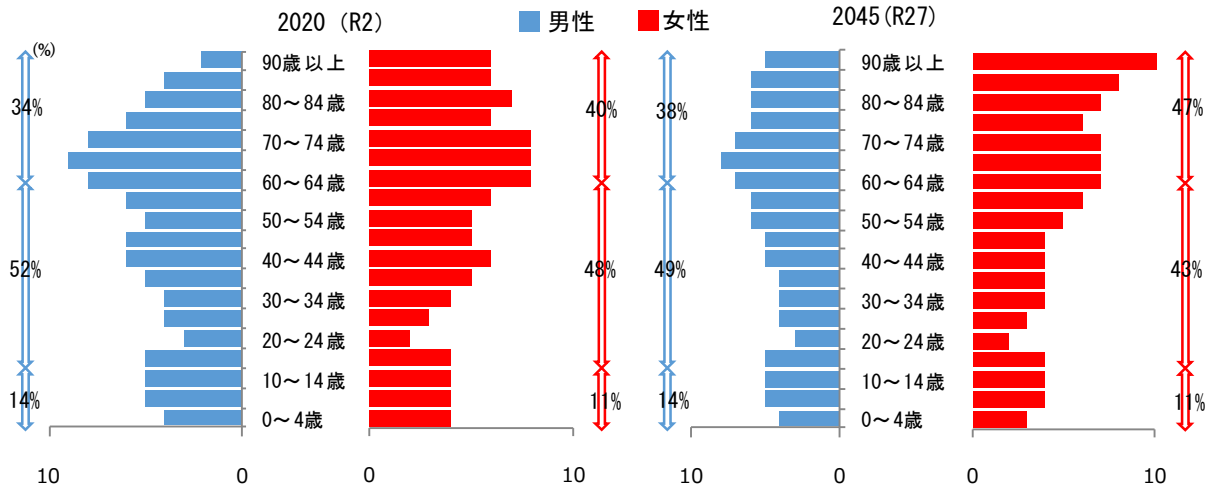


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2-2 少子高齢化に対応した施策の展開

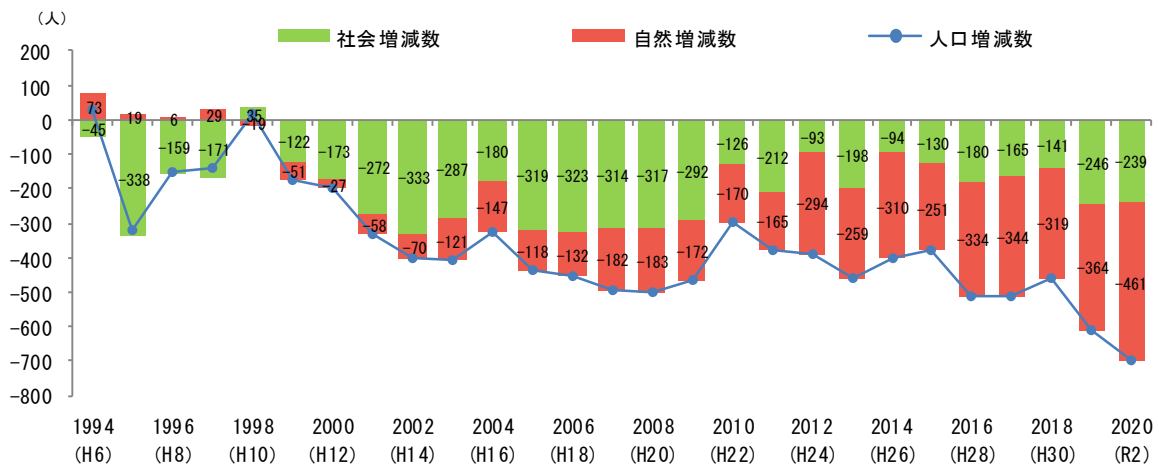
本市では少子高齢化が進んでいます。各性別における老年人口（65歳以上）の割合を、令和2（2020）年と令和27（2045）年で比較すると、男性は4ポイント（34%→38%）、女性は7ポイント（40%→47%）上昇する見込みです。平成12（2000）年以降、自然増減（死亡数と出生数の差）、社会増減（流出数と流入数の差）はマイナスを続けています。特に、令和2年度は出生数がそれまでより大きく減少しており、コロナ禍が本市の人口動向に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。一方で、コロナ禍を契機とした働き方や価値観の変化により、地方回帰の動きが生まれています。これらのことから、人口減少緩和に向けて、出生数の増加や若い世代の仕事創出に加え、高齢者が安心して元気で過ごせるよう、医療、介護の連携や健康づくりの推進が必要です。

図表 人口ピラミッド



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図表 自然増減・社会増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

2-3 経済の動向

本市の平成30年度の総生産は、約1,361億円（対前年度比0.7%増）、産業別には、第1次産業は約162億円（対前年度比0.1%減）、第2次産業は約223億円（対前年度比9.3%増）、第3次産業は約964億円（対前年度比1.3%減）となりました。

総産業に対する各産業の構成比は、第1次産業が11.9%、第2次産業が16.4%、第3次産業が70.8%となっています。平成30年度の人口1人当たりの市内総生産は約5,637千円で、対前年度比で0.4%増加しました。産業大分類別の売上高構成比をみると、本市では「卸売業、小売業」が最も多く、「建設業」、「製造業」、「医療、福祉」、「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」と続いています。

● 市内総生産

(単位：百万円、%)

経済活動の種類	平成29年度			平成30年度		
	実数	対前年比	構成比	実数	対前年比	構成比
第1次産業	16,252	1.0	12.0	16,228	△0.1	11.9
第2次産業	20,422	△13.3	15.1	22,327	9.3	16.4
第3次産業	97,708	1.1	72.3	96,402	△1.3	70.8
小計	134,382	△1.4	99.4	134,956	0.4	99.2
輸入品に課される税・関税	2,191	6.9	1.6	2,361	7.8	1.7
(控除)総資本形成に係る消費税	1,406	△13.0	1.0	1,224	△13.0	0.9
合計	135,167	△1.1	100.0	136,093	0.7	100.0

出典：宮崎県総合政策部統計調査課「市町村民経済計算統計表」

● 市民所得

(単位：人、千円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	実数	対前年度比	実数	対前年度比
人口	45,174		44,851	
就業者数	24,084	△0.1	24,145	0.3
人口1人当たり市内総生産	5,612	△1.0	5,637	0.4

出典：宮崎県総合政策部統計調査課「現住人口等調査」「市町村民経済計算統計表」

● 産業大分類別売上高構成比（平成 28 年）

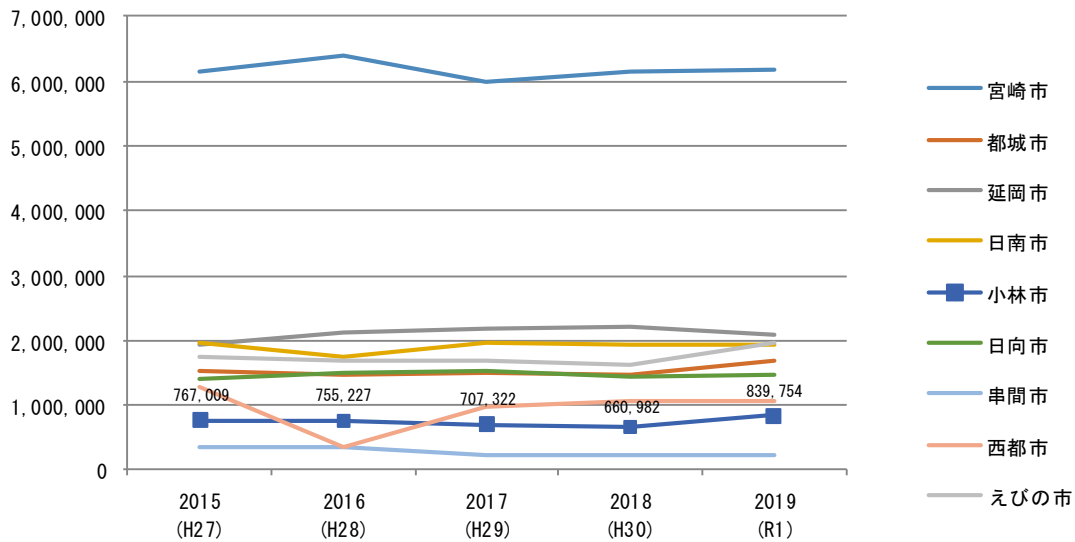
	小林市 (※は全国を上回る産業)	宮崎県	全国
卸売業，小売業	25.2%	30.4%	30.8%
建設業	※20.0%	10.6%	6.7%
製造業	16.5%	18.2%	24.4%
医療，福祉	※15.3%	15.8%	6.9%
農業，林業	※6.3%	2.7%	0.3%
宿泊業，飲食サービス業	※3.9%	2.3%	1.6%
サービス業（他に分類されないもの）	※3.7%	2.2%	2.5%
生活関連サービス業，娯楽業	2.4%	2.8%	2.8%
不動産業，物品賃貸業	2.2%	1.6%	2.8%
学術研究，専門・技術サービス業	1.5%	1.3%	2.6%
運輸業，郵便業	1.4%	3.1%	4.0%
金融業，保険業	0.9%	1.9%	7.7%
教育，学習支援業	0.6%	1.6%	0.9%
漁業	0.0%	0.6%	0.0%
鉱業，採石業，砂利採取業	0.0%	0.1%	0.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%	0.4%	1.6%
情報通信業	0.0%	1.2%	3.7%
複合サービス事業	0.0%	3.2%	0.6%

出典：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工

2-4 地域資源の磨き上げ

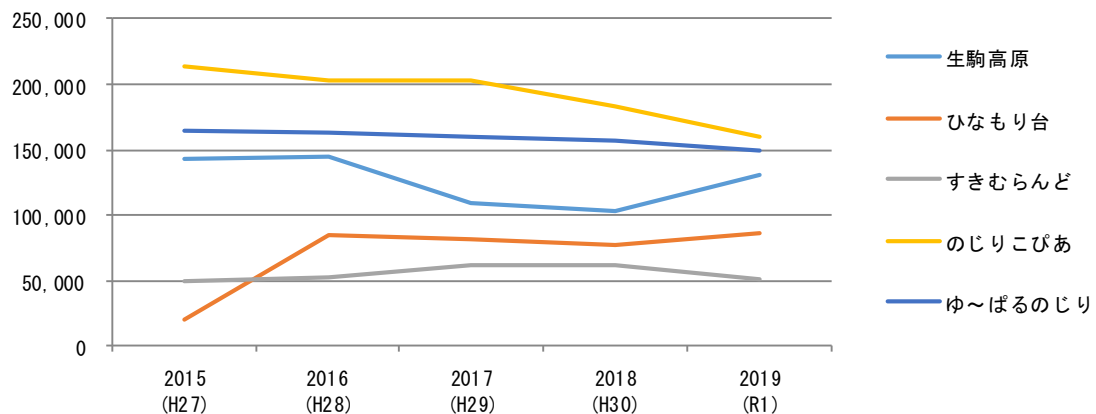
平成27年から令和元年にかけて、小林市の観光客数は約66万人～84万人の間で推移してきました。しかし、令和2年はコロナ禍により、県境や国境を越えた移動が著しく困難となりました。終息時期も不透明であり、厳しい状況にあります。ポストコロナに向けた地域資源の磨き上げとシティセールスを継続的に実施することが重要となります。

図表 宮崎県内各市の観光客数の推移（人）



出典：宮崎県観光入込客統計調査結果

図表 小林市観光地別観光客数（人）



出典：小林市統計書

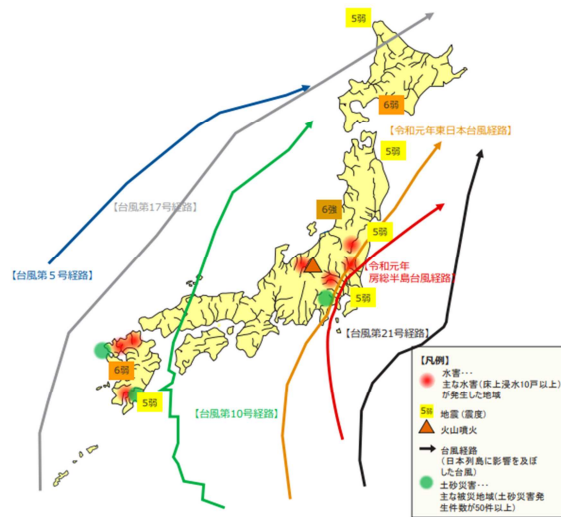
2-5 災害に対応した地域体制の確立

日本はその地理的、自然的条件により、毎年のように台風、水害、土砂災害、地震などの自然災害が発生しています。特に、九州地域では、平成28年の熊本地震が大きな爪痕を残したほか、近年では台風や線状降水帯の発生に伴う豪雨などにより、大きな被害が発生しています。また、新燃岳や硫黄山を始めとする火山噴火への備えも依然として重要になっています。

本市は、協働により「九州一安心安全なまち小林市」を目指しています。

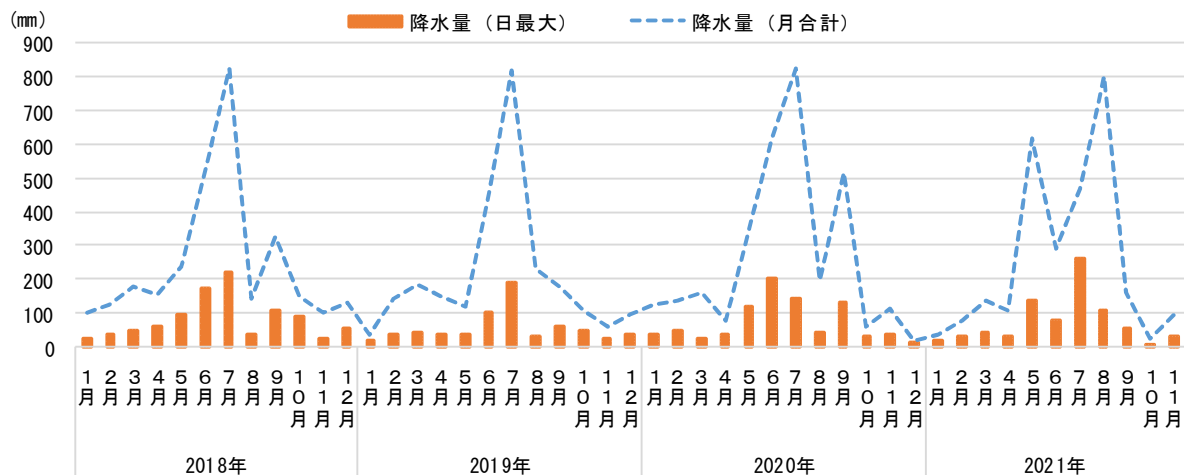
今後も、自助意識の高揚と災害時に市民同士が助け合えるよう、防災教育や自主防災組織の活動を活発化し、安心、安全を守るための施設の充実など多岐にわたる災害の発生に備えることが求められています。

令和元年に発生した主な災害



出典：水害レポート2019（国土交通省）

図表 小林市の降水量（日最大、月合計）の推移



出典：気象庁

2-6 住みよさの向上

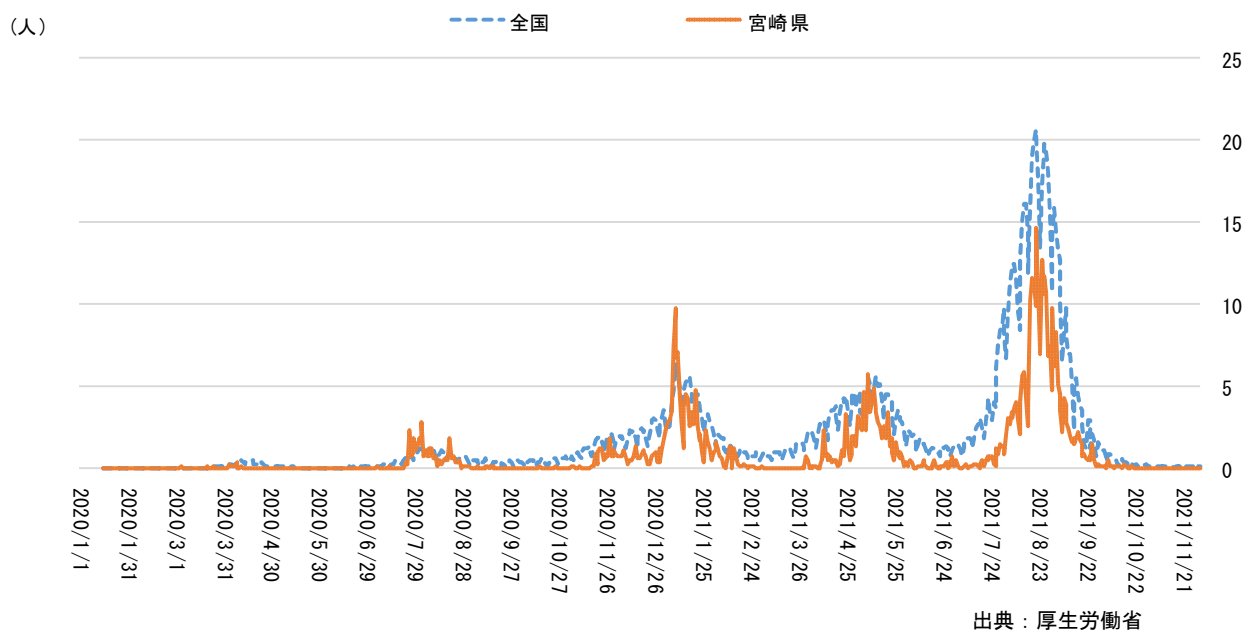
本市の恵まれた自然環境を維持、活用するとともに、市民と行政が一体となって郷土愛を育み、快適な生活環境を形成していくことが引き続き求められます。また、住みよさの向上は域外の人を呼び込むだけでなく、若い世代の地元定着やUターンの促進にもつながります。住みよさの全ての底上げが必要ですが、特に強化する分野を定め、オンリーワンとしての特徴あるまちづくりを進めます。

2-7 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の終息には、まだ一定の期間がかかるものと予想されます。コロナ禍で発生した新たな課題に対応するとともに、地域医療体制の充実や感染防止対策の徹底、新しい生活様式に対応した行事の企画など「ウィズコロナ」への対応を図ります。

また、終息後の「ポストコロナ」を見据えた施策の展開により、本市の発展につながる取組を進めます。

図表 人口10万人当たり新規陽性者数の推移



2-8 SDGsの推進

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択されました。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

日本においては、政府が自治体に対して各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においても、SDGsの要素を本計画に反映するため、各基本施策に17のゴールを関連づけることで、持続可能な社会に向けた取組を推進します。



出典：国際連合広報センター